

審査基準

令和4年2月21日作成

法令名：オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律
根拠条項：第7条第1項
処分の概要：オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法令の定め： オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第2条（定義）、第3条（給付金の支給）、第4条（遺族の範囲及び順位等）、第5条（給付金の額）、第6条第1項、第2項及び第3項（裁定の申請）、第7条第2項（裁定等）及び第8条第1項及び第3項（裁定のための調査等） オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則第1条（対象犯罪行為により残った障害）及び第2条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）
審査基準： オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間：90日
申請先：警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室
問い合わせ先： 警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室（電話0952-24-1111 内線2182, 2183）
備考：